

令和3年定例会 提出議案件名一覧表

議案第115号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第116号	三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例案
議案第117号	三重の木づかい条例の一部を改正する条例案
議案第118号	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
議案第119号	財産の取得について
議案第120号	地方独立行政法人三重県立総合医療センター第三期中期目標について
議案第121号	令和2年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第122号	令和2年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第123号	令和2年度三重県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第124号	令和3年度三重県一般会計補正予算(第1-1号) ※10月15日採決済
議案第125号	令和3年度三重県一般会計補正予算(第1-2号)
議案第126号	公害審査会委員の選任につき同意を得るに ついて ※10月19日採決済
認定第1号	令和2年度三重県水道事業決算
認定第2号	令和2年度三重県工業用水道事業決算
認定第3号	令和2年度三重県電気事業決算
認定第4号	令和2年度三重県病院事業決算
認定第5号	令和2年度三重県流域下水道事業決算

令和3年定例会9月定例月会議 請願審査結果一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	8	7		1				
継続分								
計	8	7		1				

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めもの
総務地域連携デジタル社会推進	請 32	自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて	鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合 総連合会 三重地方協議会 議長 葛山 真由美	川口 円 平畑 武 中瀬古初美 田中 智也 小島 智子 倉本 崇弘 藤田 宜三	採択	

資料2

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めもの
環境生活農林水産	請 33	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正について意見書の提出を求めることについて	津市広明町 328 番地 津ビル 2 階 三重県行政書士会 会長 若林 三知	川口 円 石垣 智矢 山崎 博 中瀬古初美 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択	
教育警察	請 34	25 人下限条件をなくし、真の 30 人学級実現を求めることについて	四日市市笹川 1 丁目 52-16 吉野 啓子	山本 里香 稲森 稔尚	不採択	

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めるもの
教育警察	請 35	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名	川口 円 中瀬古初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択	
教育警察	請 36	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名	川口 円 中瀬古初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択	
教育警察	請 37	防災対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名	川口 円 中瀬古初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択	

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めもの
教育警察	請 38	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名	川口 円 中瀬古初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択	
教育警察	請 39	三重県独自のさらなる学級編制基準の改善と教職員配置を含む教育環境の整備により、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育の実現を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名	川口 円 中瀬古初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択	○

令和3年定例会9月定例会議 意見書案一覧表

令和3年11月

[意見書案]

○教育警察常任委員会提出

- 意見書案第11号 子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案
- 意見書案第12号 子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案
- 意見書案第13号 学校における防災対策の充実を求める意見書案
- 意見書案第14号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

○総務地域連携デジタル社会推進常任委員会提出

- 意見書案第15号 自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

○環境生活農林水産常任委員会提出

- 意見書案第16号 市町村が定める農業振興地域整備計画の変更手続に係る制度改正を求める意見書案

意見書案第11号

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充
を求める意見書案

上記提出する。

令和3年10月25日

提 出 者

教育警察常任委員長 田中 祐治

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案

厚生労働省の 2019 年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は 13.5%となり、およそ子ども 7 人に 1 人の割合で貧困状態にあると言える。

また、新型コロナウイルス感染症により、世帯収入やアルバイト収入の減少など子どもを取り巻く経済的な環境にも大きな影響が出ている。

このような中、国においては、平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、令和元年 11 月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策が実施されている。

子どもの貧困対策を推進するには、支援を必要とする子どもたちに対して教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携して支援を行う取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求められている。

また、令和 2 年度には家庭の経済状況にかかわらず、高等教育機関に進学するチャンスが確保できるよう高等教育の修学支援新制度が創設され、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化した学生への対応として、学びの継続のための学生支援緊急給付金が創設されたが、全ての意欲ある学生が安心して教育を受けられるようにするためには、今後もこれらの制度の充実が必要である。加えて、高等学校等就学支援金制度についても、学びの保障につながるよう、更なる制度の拡充が求められるところである。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣 (少子化対策)

意見書案第12号

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の
策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和3年10月25日

提 出 者

教育警察常任委員長 田中 祐治

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数 改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備の一つである。

しかしながら、本県を含む我が国の1クラス当たりの児童生徒数は、国際的な比較において多い水準にある。

このような中、小学校の学級編制の標準が令和3年度から5年間で計画的に35人に引き下げられることとなったが、中学校や高等学校等での引下げについては示されていない。

教職員が心身共にゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものであり、子どもたちの安心・安全につなげるためにも、更なる学級編制の標準の引下げと、新たな教職員定数改善計画の策定・実施が求められている。

また、学校における働き方改革が叫ばれる中、人的配置のための予算措置をはじめとする財政措置はいまだ不十分である。新型コロナウイルス感染症の感染対策やICTを活用した教育に係る費用など保護者の負担も少なくない。山積する教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第13号

学校における防災対策の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和3年10月25日

提 出 者

教育警察常任委員長 田中 祐治

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、必要な資材やスペースの確保が求められており、それらに対する支援も必要である。さらには、誰もが安心して避難するためにはバリアフリー化の推進も含め、学校施設の防災機能強化を図ることが喫緊の課題である。

よって、本県議会は、国において、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)

意見書案第14号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和3年10月25日

提 出 者

教育警察常任委員長 田中 祐治

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上並びに教育環境の整備に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

現行制度では、教職員の給与費のみが対象経費とされ、かつて対象であった教材費等は対象外となっており、一般財源で措置されている。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン教育を進めるための環境整備が行われたが、今後予想される「1人1台端末」の更新費用等に対する財政支援が必要である。また、国においては、新しい時代の学校施設の在り方が議論されているところであるが、学校施設整備を推進するための財政支援も必要である。

教育に地域間格差を生じさせることなく、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第15号

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

上記提出する。

令和3年10月26日

提 出 者

総務地域連携デジタル社会推進常任委員長 森野 真治

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されている。また、自動車保険料、高速道路料金等の自動車に係る費用も、自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

自動車関係諸税等の簡素化や負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化につながる。また、自動車関係諸税等の見直しにより、CASEといった次世代モビリティやカーボンニュートラルの促進を図ることで、持続可能で誰もが自由に安全な移動を享受できる社会の実現にもつながる。

よって、本県議会は、自動車関係諸税等について、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、国において、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、環境性能割を含む自動車税・軽自動車税の負担軽減を図るための措置を講ずること。
- 2 燃料課税に関し、「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度を簡素化し、消費税との二重課税の解消を図るための措置を講ずること。
- 3 車体課税の税収は、CASEといった次世代モビリティの普及促進のための特定財源とするとともに、燃料課税の税収は、カーボンニュートラルの促進のための特定財源とすること。
- 4 自動車保険料を所得税の所得控除の対象とするなど、自動車の使用に係るユーザーの負担軽減を図るための措置を講ずること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

意見書案第16号

市町村が定める農業振興地域整備計画の変更手続に係る制度改正
を求める意見書案

上記提出する。

令和3年10月26日

提 出 者

環境生活農林水産常任委員長 野口 正

市町村が定める農業振興地域整備計画の 変更手続に係る制度改正を求める意見書案

農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づき、市町村は、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならないこととされており、その中で農用地区域について定めるものとされている。

農用地区域内にある農地は、原則として転用することができないため、農地の転用の必要がある場合には、市町村が当該農地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更を行う必要がある。農業振興地域整備計画の変更は、農振法第 13 条に基づき、市町村が職権で行うことになるが、實際上、転用を必要とする住民が市町村に対し農業振興地域整備計画の変更に係る申出を行い、それに基づき市町村が当該変更を行うことが通例となっている。

しかし、農業振興地域整備計画は市町村全域で一つの計画であることから、農振法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条に定める異議の申出又は審査の申立て（以下「異議申出等」という。）があった場合、同条第 8 項により当該異議申出等の処理が全て終わらなければ農業振興地域整備計画の変更に必要な都道府県知事への協議の申出をすることができないこととされており、当該異議申出等の内容に関係しないと考えられる農地の農用地区域からの除外を含めた全ての変更手続が長期にわたって進展しないことがある。

一方、農振法第 13 条第 2 項第 1 号において、農業振興地域整備計画の変更における農用地区域からの除外の要件として、当該変更に係る農地の転用が必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であることが挙げられており、変更の申出を行った住民には農地を緊急に転用する必要性があることが推認できることから、変更手続が長期間進展しないことによつて、異議申出等の内容に関係しない農地の農用地区域からの除外に係る変更の申出をした住民は大きな不利益を受けることとなる。

よつて、本県議会は、国において、市町村が定める農業振興地域整備計画の変更について、異議申出等があった場合においても、異議申出等の内容と関係しないと認められる農地の農用地区域からの除外に係る部分については当該異議申出等の処理とは別に手続を進め、当該部分に係る農業振興地域整備計画の変更を先行して行うことが可能となるよう、制度の改正を強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木 謙 順

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

令和3年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その23)

区 分	件 名	概 要														
◎認定 (12件)	<p>【認定第 6 号】 令和2年度三重県一般会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 7 号】 令和2年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 8 号】 令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 9 号】 令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 10 号】 令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 11 号】 令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 12 号】 令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算</p> <p>【認定第 13 号】 令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">予 算</td> <td style="width: 30%;">件</td> <td rowspan="5" style="width: 40%; vertical-align: middle;">議案0件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>12 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p>	予 算	件	議案0件	条 例	件	その 他 議 案	件	認 定	12 件	報 告 出	3 件	計	15 件	
予 算	件	議案0件														
条 例	件															
その 他 議 案	件															
認 定	12 件															
報 告 出	3 件															
計	15 件															

区 分	件 名	概 要
◎報告 総務部 (3件)	【認定第 14 号】 令和2年度三重県林業改善 資金貸付事業特別会計歳入 歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 15 号】 令和2年度三重県沿岸漁業 改善資金貸付事業特別会計 歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 16 号】 令和2年度三重県中小企業 者等支援資金貸付事業等特 別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 17 号】 令和2年度三重県港湾整備 事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【報告第 23 号】 私債権の放棄について	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第15条 の規定に基づくもの
		<参考> 雇用経済部:1件 9,707,500円 及び当該貸付金に係る違約金に関する債権 (中小企業設備近代化資金貸付金) 合 計 :1件 9,707,500円

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	【報告第 24 号】 令和2年度決算に係る健全化 判断比率について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の 規定に基づくもの
	<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○健全化判断比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率 - %(- %) 【 3.75】 ・連結実質赤字比率 - %(- %) 【 8.75】 ・実質公債費比率 12.7 %(13.4 %) 【 25.0】 ・将来負担比率 187.6 %(184.7 %) 【400.0】 <p>※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、対象となる会計が黒字であり、 比率が算定されないため、「-」を表示している。()は昨年度の数値。 ※ 比率の右横の【 】内の数値は早期健全化基準を示す。本県においては、 いずれの数値も早期健全化基準を上回っていない。</p>	
	【報告第 25 号】 令和2年度決算に係る資金不 足比率(特別会計分)につい て	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の 規定に基づくもの
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○資金不足比率</p> <p>令和2年度決算において、地方卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計のいずれも資金剰余 (黒字)であるため、資金不足比率が算定されない。</p>		

議員派遣一覧表

1 第21回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的

都道府県議会議員が共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和3年11月15日及び16日の2日間

(4) 派遣議員 <令和3年11月15日>

杉本 熊野 議員 長田 隆尚 議員

<令和3年11月16日>

東 豊 議員 三谷 哲央 議員

11月1日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議案等の配付について
- ・認定議案及び監査委員の審査意見書の配付について
- ・地方財政健全化法に基づく監査委員の審査意見書の配付について
- ・定期監査結果報告書の配付について
- ・例月出納検査報告書の配付について
- ・説明員の出席要求について

日程第1 議案第115号から議案第123号まで及び
議案第125号〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 認定第1号から認定第5号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第3 請願の件
〔討論、採決〕

日程第4 意見書案第11号から意見書案第16号まで
〔討論、採決〕

日程第5 認定第6号から認定第17号まで
〔提案説明、委員会付託〕

日程第6 議員派遣の件

休会の件
散 会

予算決算常任委員会
広聴広報会議

質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>1～7 (略)</p> <p>8 発言時等における議場内スクリーンへの資料映写 (1)～(3) (略)</p> <p>(4)映写資料は、<u>A4判の用紙に印刷する設定とした電子ファイルで作成することを基本とし、演壇での掲示資料の内容と同一のものとする。また、当該電子ファイルの大きさは、映写資料1枚当たり7メガバイト以下を基本とする。</u></p> <p>(5)映写資料は、質問日前々日の午後5時までに<u>電子ファイル</u>で提出するものとし、担当書記が議員から直接受領する。</p> <p>(6)映写資料の写しは、質問日当日、書記が議場配付するとともに、<u>電子ファイルを貸与タブレット端末(各議員に貸与されているタブレット端末をいう。)に送信するものとする。</u></p> <p>(7) <u>(6)により配付された映写資料の写し又は送信された電子ファイルは、議事の参考とすること以外の用途のために、作成者に無断で使用してはならない。</u></p> <p>(8)議場内スクリーンへの映写作業は、議員の指示に従い書記が行う。</p> <p>(9)レーザーポインタを使用する場合は、指し示す内容がわかるよう、口頭で補足説明を行う。 なお、危険防止のため、レーザーポインタは人に向けて直射しないものとする。</p>	<p>1～7 (略)</p> <p>8 発言時等における議場内スクリーンへの資料映写 (1)～(3) (略)</p> <p>(4)映写資料は、A4判の用紙を基本とし、演壇での掲示資料の内容と同一のものとする。</p> <p>(5)映写資料は、質問日前々日の午後5時までに提出するものとし、担当書記が議員から直接受領する。</p> <p>(6)映写資料の写しは、質問日当日、書記が議場配付する。</p> <p>(7)議場内スクリーンへの映写作業は、議員の指示に従い書記が行う。</p> <p>(8)レーザーポインタを使用する場合は、指し示す内容がわかるよう、口頭で補足説明を行う。 なお、危険防止のため、レーザーポインタは人に向けて直射しないものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(10) 映写資料の写しは、事後に事務局から県政記者クラブへ提供する。</p>	<p>(9) 映写された資料の写しは、事後に事務局から県政記者クラブへ提供する。</p>
<p>(11) 映写資料は、演壇での掲示資料と同じく、会議録には掲載しない。</p>	<p>(10) 映写資料は、演壇での掲示資料と同じく、会議録には掲載しない。</p>
<p>(12) 映写資料について疑義が生じた場合は、議会運営委員会で協議する。</p>	<p>(11) 映写された資料について疑義が生じた場合は、議会運営委員会で協議する。</p>
<p>(13) 執行部の答弁においても、(1)から(4)まで、(6)、(7)、(8)、(10)及び(11)を準用し、答弁に必要な最小限の範囲内で、議場内スクリーンへの資料映写を認めるものとする。この場合において、(1)中「発言時」とあるのは「答弁時」と、(2)中「発言」とあるのは「答弁」と、「議員自身」とあるのは「執行部」と、(8)中「議員の指示に従い」とあるのは「執行部の依頼により」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、映写資料は、質問日前日の午後5時までに事務局へ電子ファイルで提出するものとし、レーザーポインタは使用しないものとする。</p> <p>また、映写資料は、議会運営委員長承認を得たもの限り、使用を認めるものとし、映写資料について疑義が生じた場合は、使用前に議会運営委員会で協議する。</p>	<p>(12) 執行部の答弁においても、(1)から(4)まで、(6)、(7)、(9)及び(10)を準用し、答弁に必要な最小限の範囲内で、議場内スクリーンへの資料映写を認めるものとする。この場合において、(1)中「発言時」とあるのは「答弁時」と、(2)中「発言」とあるのは「答弁」と、「議員自身」とあるのは「執行部」と、(7)中「議員の指示に従い」とあるのは「執行部の依頼により」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、映写資料は、質問日前日の午後5時までに事務局へ提出するものとし、レーザーポインタは使用しないものとする。</p> <p>また、映写資料は、議会運営委員長承認を得たもの限り、使用を認めるものとし、映写資料について疑義が生じた場合は、使用前に議会運営委員会で協議する。</p>

本会議及び委員会におけるパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの
使用に係る議会運営委員会の申合せ事項 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
<p>2 対象となる機器</p> <p>本会議及び委員会に持ち込み、使用できる機器は、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンとする。</p>	<p>2 対象となる機器</p> <p>本会議及び委員会に持ち込み、使用できる機器は、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンとする。<u>ただし、パソコンについては、本会議には持ち込まないものとする。</u></p>
3 (略)	3 (略)
<p>4 使用にあたっての注意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないよう<u>十分</u>配慮すること。</p>	<p>4 使用にあたっての注意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないよう配慮すること。</p>
5 (略)	5 (略)

議案への個人情報掲載について(案)

(考え方)

【改正案】

1 「損害賠償の額の決定」及び「和解、調停の合意」については、県側に一定の過失が認められるにも関わらず、予期せず相手方となった個人の氏名、住所を議案に掲載することで相手方のプライバシーを不当に侵害するおそれがあることを考慮し、個人情報を掲載しない議案を可とする。なお、相手方の個人情報(住所・氏名)の掲載がなくても、損害賠償の発生原因となる事実及び損害賠償の額が掲載されることにより審議可能と考えられる。

【従前の整理】

2 私債権の放棄については、従前どおり、個人情報を掲載しない議案を可とする。

3 相手方への配慮を要する議案について、当局から申出がある場合には、案件毎に個人情報掲載の是非を判断する。

	損害賠償				和解、調停の合意				訴えの提起			債権の放棄		備考		
	自動車事故による損害賠償	道路管理瑕疵	医療事故	いじめ・体罰 その他 ※1	自動車事故による損害賠償	道路管理瑕疵	医療事故	いじめ・体罰 その他 ※1	県営住宅家賃滞納者	支払督促	その他の訴えの提起	私債権の放棄	公債権の放棄		契約の締結	財産の取得、処分
専決処分	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	△	△	△	△	△	△
議決を要する議案	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○※2	×	×	×	×

改正案

○ 個人情報掲載省略可

× 個人情報掲載省略不可

【参考】

※1 その他の近年事例(損害賠償及び和解調停の合意)

- (1) 県立高校敷地内に設置された投球練習場の屋根の支柱が、台風の強風により倒壊し、隣接する住宅敷地内のフェンスを倒壊した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした事例
- (2) 職員が漁船検査を行っていた際、漁船の甲板を損傷させた事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした事例
- (3) 説明会参加者が、誘導係の誘導を見て、自転車置き場に自動車を見せようとしたところ、自転車置き場に接触し、後部バンパーが破損した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした事例

【参考】

※2 私債権の放棄については、以下の条例・規則により、個人情報の掲載を必要としない。

○三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

第十五条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならぬ。

○三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則

第十五条 条例第十五条の規定による議会への報告は、当該放棄に係る私債権の種類及び額並びに放棄の事由その他知事が必要と認める事項について行うものとする。

【参考】

議案に個人情報(住所・氏名)を掲載しない配慮を規定している県(10県)

※上記10県以外にも、相手方のプライバシーへの配慮から、事案(性的事案、医療事故など)に応じて、随時、個人情報を掲載しない取り扱いをしている県あり。